



阿南市の花「ひまわり」の花言葉は、「光輝く」です。人権について考え守っていくことが、まさに光り輝く阿南市づくりにつながります。人権教育・啓発コーナー「ひまわり」では、人権に対する思いを掲載していきます。

人権擁護委員の活動

阿南人権擁護委員協議会

人権擁護委員 西尾 博幸 さん

私は人権擁護の道に携わって40年になります。自分を変えた言葉、「人の世に熱あれ、人間に光あれ」これは日本が世界に誇る「水平社宣言」の一節です。

この言葉に出会った時、言いようのない激しい感動と感激に身震いし、鳥肌が立ったことを覚えています。いわれのない差別の中に身を置いてきた人々の思いに寄り添うたび、人権擁護委員として、地域の中で人権が侵害されないよう配慮し、人権を擁護していく活動の重要性をひしひしと感じています。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、法務大臣から委嘱され、人権相談、人権啓発活動を行います。人権相談では、徳島地方方法務局阿南

支局（以下「阿南支局」）での常設人権相談所、各公民館等での特設人権相談所を開設して、さまざまな人権相談を受けています。また、啓発活動では、『誰か』のことじゃない。」を人権啓発キャッチコピーに、市内全域においてキャンペーン活動を実施しています。

阿南支局管内各自治体の委員で構成する阿南人権擁護委員協議会では、さまざまな人権課題に対して委員会を構成し、専門的な啓発を行っています。男女共同参画委員会では、学校へのデートDV（ドメスティックバイオレンス）防止の出前講座を行っています。また子ども人権委員会では「子どもの人権絵がき」運動、「人権の花運動」を通じて、毎日の生活の中で自然に人権に触れ合える環境づくりに努めています。そして、コロナ禍でもできる活動として小中高生への「子どもの人権SOSミニレター」という、受取人払いの便箋兼封筒を配布し、子どもから

の悩み相談を受け、学校および関係機関と連携した人権問題の解決に当たる活動などを進めてきました。特に、高校生に対するこの活動は、徳島県が全国初といわれ、高く評価されました。

他にも、高齢者・障がい者人権委員会、同和問題委員会等があり、それぞれの分野で啓発活動を展開しています。

今後は、犯罪被害者の支援活動や性的少数者（LGBTQ）の方への理解の促進や差別を取り除く啓発活動にも積極的に取り組んでいこうと考えています。

犯罪被害者の支援活動として、支援制度の周知や、相談窓口の開設など、被害者に寄り添う相談相手となるよう努めます。

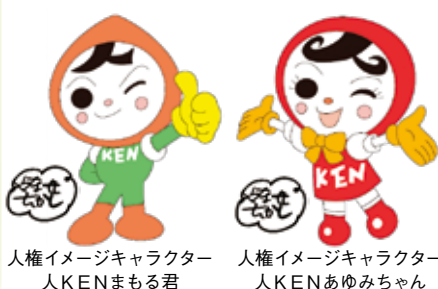
また、性的少数者といわれる方々は、人口に対しておよそ8%といわれています。「男らしく、女らしく」ではなく、「自分らしく」という価値観が大切ではないでしょうか。お互いを尊重する心を持ち、認め合うことが大切です。

高齢者への虐待、幼い子どもへの虐待やいじめで尊い命が消えていくことが、毎日のようにマスコミに取り上げられ報じられています。これが長年かけて行われてきた人権教育の成果なのでしょう。ひとりの人間として、これらの事件を目にす

るたび、やるせない悲しい気持ちでいっぱいになります。

私たち人権擁護委員に課せられた使命は大きなものがあります。人権問題も多様化している中で、古い価値観にとらわれず柔軟に対応していくために、私自身これからも自己研さんを深め、あらゆる差別に対して正しい知識と認識を深めつつ、さらなる人材育成にも取り組んでまいりたいと思っています。

「誰もが、当たり前前に自分らしく安心して暮らせるまち」を実現するため、これからも行政や市民の方々と力を合わせ、部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃をめざし、持続可能な社会を作ること、「人権尊重のまち阿南市」から発信してまいります。



問い合わせ 人権・男女共同参画課

☎ 22-3094